

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、放課後等に児童厚生施設等を利用し安全で安心な生活ができるよう、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであり、児童の安全・安心を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要がある。

国においては、配置する職員について、人数と資質に係る基準を設けており、その内容は、安全面での管理が必要であることなどを理由として、放課後児童支援員等を複数配置すること及び放課後児童支援員等は都道府県知事が行う研修を終了しなければならないこととなっており、この人数と資質に係る基準は、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際の「従うべき基準」であるとされている。

一方、平成 29 年地方分権改革の提案において、放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しく、その主たる要因は、放課後児童支援員等の深刻な人材不足であるとして、当該「従うべき基準」の規制緩和を求める提案が地方から国へ提出された。

これを受け、国は、当該「従うべき基準」を「参酌すべき基準」とすることについて、今後、地方分権の議論の場で検討することとしている。

しかし、当該基準を緩和し、放課後児童支援員等を複数配置ではなく単独配置とした場合、放課後児童支援員等が受け持つ一人当たりの児童数が現行と比べ増加し、放課後児童クラブの安全性が低下する恐れがあることから、単に放課後児童支援員等の人員の確保が難しいことを理由に基準を緩和すべきではない。

また、児童の安全・安心を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠である。そのため、国は、経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を開始したものの、放課後児童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状態である。

よって、国会及び政府においては、放課後児童クラブの職員配置等に係る市町村が「従うべき基準」を堅持するとともに、放課後児童支援員等の給与等の処遇の更なる改善を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）10 月 31 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）  
（提出者）全議員